

令和4年度

# 事業計画書

社会福祉法人 日高川町社会福祉協議会

ひだかがわ

# ともに生きる福祉のまちづくりをめざして

～ふだんのくらしのしあわせをみんなのちからでつくります～

## 基本方針

近年の社会福祉をめぐる情勢は、地域では少子高齢化や人口減少・過疎化、核家族化等の家族形態の変容、地域社会の脆弱化といった社会構造の変化により、地域住民が抱える生活課題は多様化・複雑化しており、既存のサービスだけでは対応するのが難しい中、地域で暮らす全ての人々が幸せな生活を送るためには、住民同士の支え合いやセーフティネットの強化が求められています。このような状況の中において、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が出ており、災害に対する備えが非常に重要になるところに、新型コロナウイルス感染症による感染拡大は、日常生活と社会経済活動に大きな影響を及ぼし、それへの対応が喫緊の課題ともなっています。まだまだ、コロナ禍の収束が見通せない現下の厳しい社会情勢にあっても、社協としては今年度もコロナ感染症に向き合いながらも実行できる地域福祉活動の推進手法を考えながら、一層深刻化した社会的孤立の防止に引き続き取り組み、新たな生活課題への対応等を図っていきます。

## 重点目標

- 法人運営と事務局体制の体制整備と基盤強化
- 社会的孤立への対応と「ともに生きる福祉のまちづくり」の推進
- 「相談支援・生活支援と権利擁護の充実」と「伴走型の個別支援」の推進
- 平時からの災害への備え
- 安心と安全な介護サービスの提供

# 各種事業

今年度も、コロナ感染症対策に配慮しつつ下記事業を実施します。

## 1. 社会福祉事業

### (1) 法人運営事業

各種会議の開催

- 理事会（2回以上）・評議員会（2回）の開催
- 監事会の開催（決算監査1回・定期監査5回）
- 福祉委員会の開催（7月）

### (2) 共同募金事業

- 赤い羽根共同募金運動（10月～）

### (3) 地域福祉活動

- 社協会員の募集と加入促進

\*会員の拡大により地域福祉事業の自主財源の確保に努める

- 福祉委員会の開催と活動促進

- ふれあいにつこり弁当の充実

\*安否確認を兼ねた配食サービス

\*民生委員や関係機関を通じ、新規利用者の発掘をします

\*調理ボランティアの新たな担い手の確保

- 外出支援サービスの充実（特に過疎地域の移動制約者等への送迎サービス支援）

\*専従の運転ボランティアの確保

\*地域における担い手確保

- 喫茶サロンの推進と充実（4か所 月1回オープン）

\*気軽に集える居場所とつながりづくり

- 認知症カフェの推進と充実（毎月）

\*地域の人たちも一緒に集い、認知症の理解、認知症の人や家族の悩みを共有、また専門家に相談できるカフェなどを実施します。

- \*先進地視察における先進事例を学びます。
- 生活支援体制整備事業の推進
  - \*地域包括支援センターとの協働により事業を推進、住民・関係団体や関係者等の連携・協働を推進し、地域に必要とされる通いの場や生活支援サービスの創出に向けた取り組み。誰もが孤立しない住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域共生社会」の実現を住民とともに考え進めます。
- ふれあいいきいきサロン活動の推進支援と拡充
  - \*気軽に集える居場所を増やし社会的孤立状態になることを予防します。
  - \*コロナ禍で休止しているサロンの再開やつながりづくりを支援します。
  - \*コロナ禍でもリスクを軽減した形の開催方法を提案し、応援します。
  - \*巡回サロンの実施を検討します。(訪問型サロン)
- 買い物支援サービスの実施
  - \*買い物が困難な高齢者等を対象に、送迎車両を運行します。(過疎地、山間地等買い物困難地区)
- ふれあい広場(一人暮らし高齢者の集い)の実施(11月頃)
- 在宅介護者の集いの実施(年3回)
- 善意銀行、福祉基金の運用と効果的活用
  - \*善意の杖、敬老会、地域福祉事業等
- 愛の日事業の実施(11月)
- 地域たすけあいサービスの推進(随時)
- 福祉バザーの実施(今年度川辺地区 11月頃)
- 相談事業の開設ならびに推進(月1回程度)
  - \*心配ごと相談(民生委員、人権擁護委員、法務局員、社協役員)
  - \*法律相談(弁護士による相談 年3回)
  - \*調停相談(調停委員による相談 年3回)
- 福祉サービス利用援助事業の推進(随時)
- 生活福祉資金貸付(県社協からの貸付業務委託)

- 新型コロナウイルス特例貸付（借受人の支援ならびに償還等のフォロー）
  - \*膨大な貸付件数となった特例貸付借受世帯に対する生活支援や償還免除手続き及び適正な債権管理を実施するための体制整備が必要。
  - \*借受世帯に対する生活支援には県社協及び自立相談支援機関等の関係機関との協働による取組の強化をします。
  - \*債権管理を通して明らかになった借受世帯の多様な生活課題に対する必要な支援ができるよう、多機関と連携・協働を強化して取組みます。
- 生活資金貸付（町社協独自の貸付）
- 緊急食糧提供事業
  - \*今日食べるものがない世帯への緊急食糧支援、就労支援を含め自立に向けて支援します。
- 広域社協事業への参加（県・中紀ブロック社協・御坊日高）
- ボランティア活動等
  - \*ボランティアセンターの機能強化と活動推進
  - \*ボランティアの募集及び活動の促進
  - \*サマーボランティアスクールの実施
  - \*福祉関係団体との連携・活動支援
- 災害ボランティアセンター体制の整備
  - \*広域同時多発災害対応訓練への参画（県社協、県内の市町村社協等の協働による広域多発災害に備えた災害ボランティアセンターの設置運営訓練）
  - \*災害ボランティアセンター中核スタッフ研修ならびに各種研修会等への参加
- 広報・啓発事業
  - \*社協だよりの発行（年12回発行）
  - \*社協ホームページの活用（随時更新）
  - \*地方紙、ケーブルテレビの活用（随時）
- 関係機関との連携
  - \*行政・民生児童委員協議会・各種福祉団体等との連携
  - \*県社協及び市町村社協との連携

\*福祉施設、福祉事業者との連携

○ 福祉教育の推進

\*児童・生徒の福祉活動及び福祉学習への参加促進

\*学校との協働事業

\*ふくし川柳の実施(新規)

○ 紙おむつ購入助成事業（高齢者・障がい者）随時

○ ひとり親家庭ランドセル購入助成事業（11月～2月）

○ 福祉用具（車イス・ベッド）の無料貸出

○ 各種研修会への積極参加

## 2. 在宅福祉サービス事業

### (1) 介護保険事業の実施

○ 訪問介護（ホームヘルプ）

○ 訪問入浴介護（入浴サービス）

\*介護職員（ヘルパー）の賃金改善や職場の環境整備を行い、介護職員の処遇を改善することを目的に処遇改善加算を算定取得（令和3年6月）していますが、加えて本年2月から国が実施する介護職員処遇改善支援補助金も受け、更なる介護職員（ヘルパー）の処遇改善を図ります。

○ 居宅介護支援（ケアマネジメント）

### (2) 障害者総合支援事業の実施

○ 居宅介護事業（ホームヘルプ）

○ 重度訪問介護事業（ホームヘルプ）

○ 重度訪問入浴事業（入浴サービス）

\*上記と同様に介護職員（ヘルパー）の賃金改善や職場の環境整備を行い、介護職員の処遇を改善することを目的に処遇改善加算を算定取得（令和3年6月）していますが、加えて本年2月から国が実施する介護職員処遇改善支援補助金も受け、更なる介護職員（ヘルパー）の処遇改善を図ります。

### 3. 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問型サービス
- (2) 介護予防ケアマネジメント

### 4. その他

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定 ⇒ 災害・コロナ
- (2) 新たな地域福祉事業等の担い手確保（令和5年度新規採用職員として）